

○香美市振興計画審議会条例

平成18年3月1日

条例第29号

改正 平成23年3月16日条例第14号 平成25年12月20日条例第39号
平成27年3月23日条例第5号 平成29年6月23日条例第20号
令和元年6月26日条例第3号 令和元年12月20日条例第29号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき香美市振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、香美市振興計画の策定及び進捗に関する事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決定するところによる。

5 委員は、事故その他やむを得ない理由により審議会の会議に出席できないときは、あらかじめ会長

の承認を得て、代理人を出席させることができる。

- 6 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 委員が委嘱又は任命された後の最初に招集すべき審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成23年3月16日条例第14号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月20日条例第39号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年香美市条例第50号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成29年6月23日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年6月26日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年香美市条例第50号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (令和元年12月20日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。